

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

### 大和市規則第30号

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成6年大和市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条ただし書」を「第4条の表備考第1項」に、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めた」を「非特定用途で、駐車施設を附置する必要がないものとして規則で定める」に改め、同条第1号中「共同住宅、」を削る。

第5条第1項中「附置義務台数に100分の1を乗じて得た台数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 条例第4条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下「附置義務台数」という。）が200台以下の場合 当該附置義務台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）
- (2) 附置義務台数が200台を超える場合 当該附置義務台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に2を加えた数

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（廃止の届出）

第11条 条例第13条の規定による届出は、駐車施設廃止届出書により行うものとする。

別表第2中「第13条」を「第14条」に改め、同表第5号様式の項の次に次のように加える。

第6号様式	駐車施設廃止届出書	第11条
-------	-----------	------

別表第2第6号様式の項中「第6号様式」を「第7号様式」に、「第11条」を「第12条」に

改め、同表第7号様式の項中「第7号様式」を「第8号様式」に、「第12条」を「第13条」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第2条の改正規定は令和8年4月1日から、その他の改正規定は同年10月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条の規定は、施行日以後に新築、増築及び大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成5年大和市条例第28号)第6条に規定する大規模の修繕等(以下「新築等」と総称する。)の工事に着手する建築物について適用し、施行日前に新築等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。